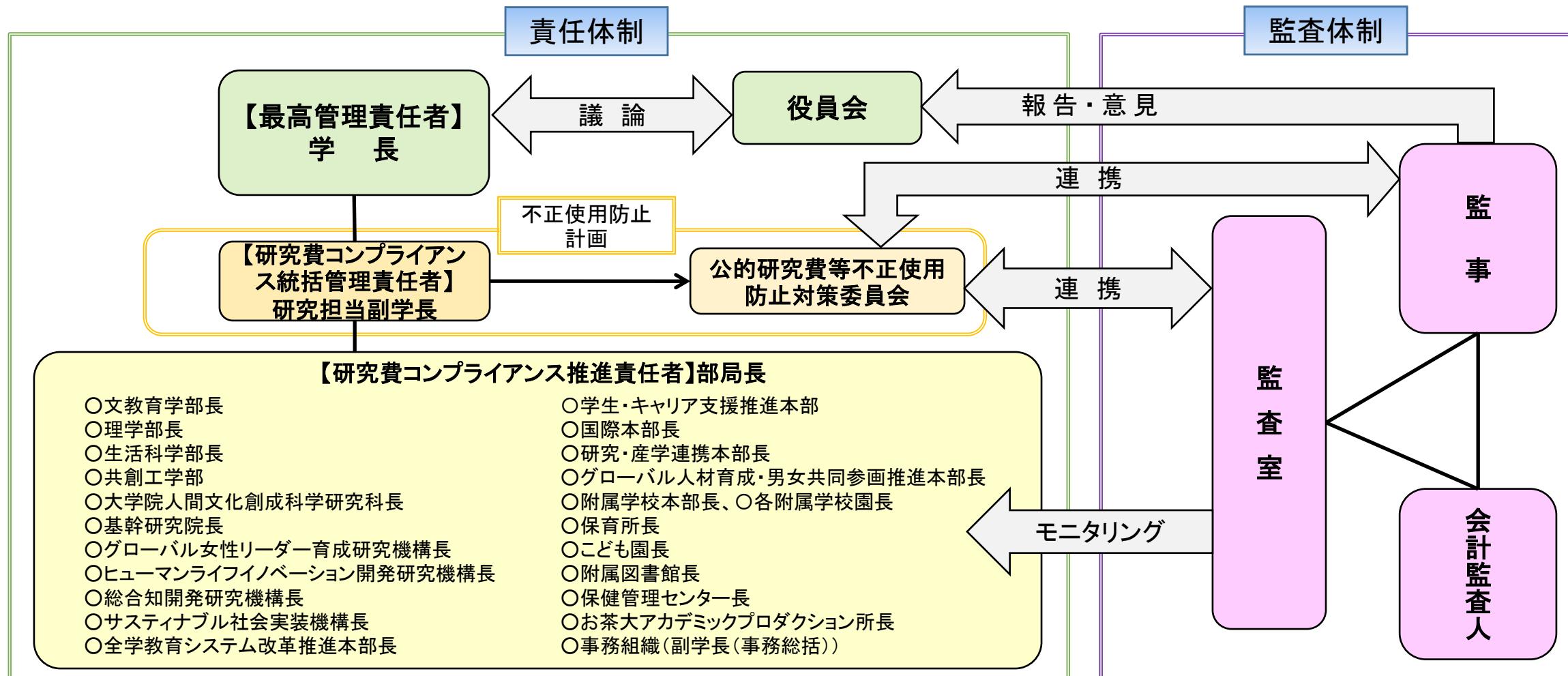


公的研究費の適正管理・運営のための責任体系【イメージ図】



【最高管理責任者】大学全体を統括し、公的研究費等の管理・運営について最終責任を負う。【国立大学法人お茶の水女子大学における公的研究費等の不正使用防止等に関する規程第4条第1項】

【研究費コンプライアンス統括管理責任者】最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の管理・運営について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。【国立大学法人お茶の水女子大学における公的研究費等の不正使用防止等に関する規程第5条】

【研究費コンプライアンス推進責任者】部局における公的研究費等の管理・運営について責任と権限を持つ。【国立大学法人お茶の水女子大学における公的研究費等の不正使用防止等に関する規程第6条】